

第 9 3 期 報 告 書

2019年1月1日から

2019年12月31日まで



日 本 精 蠟 株 式 会 社

会 社 概 要

商 号	日本精蠟株式会社 (NIPPON SEIRO CO., LTD.)
創 立	1951年2月10日
資 本 金	11億2千万円
主 要 な 営 業 品 目	パラフィンワックス、マイクロク リスタリンワックス、合成ワック ス等その他各種誘導品および重油

(徳山工場全景)



事業報告 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業環境

当連結会計年度(2019年1月1日～2019年12月31日)のわが国経済は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、雇用・所得環境は穏やかな回復が続いております。しかしながら、米中貿易摩擦の影響による需給の軟化、中国経済の減速、中東情勢による原油価格等への影響などにより、更に先行き不透明な状況で推移しました。

また、2020年からのIMOの船舶燃料規制強化に向けて、当社原料の一つでもある低硫黄重油の海外市況価格の大幅な高騰も、当社原料コストアップに繋がる大きな要因となりました。

② 事業の経過および当期の経営方針等に基づく諸施策の実施状況

このような状況下、当社は当期経営方針＝実行計画チャレンジ90(2018-2019年度)の4項目を主体的に、構造改革に向け取り組んでまいりました。また後半にはC90推進チームを発足し、マーケットインに基づく、原材料、工程、原価の見える化のサイクルにて、より具体的な、実効性を高めるための取組みも行いました。

【経営方針＝実行計画チャレンジ90】

2019年が創業90年にあたり、2018～2019年の2年間は、次の10年、2029年の創業100年に向けての構造改革、基盤強化と位置付けております。

重油市況変動の影響を最小限化し、ワックス専門メーカーとして技術力・現場力を強化し、規模ではなく質の充実を図ることを目的とし、具体的には以下を実行することといたしました。

- 1) タイヤ用途向けワックスにおけるトップメーカーとなるために、技術力・開発力を強化し、日本、タイからの供給体制、および誇れる製品設計、品質の確立。
- 2) 徳山、つくば2拠点での分子蒸留設備の効率的な運用による当社ならではの製品供給の実現。加えて、グローバル化を視野に入れた更なる拡大計画。
- 3) 徳山工場の設備等のレビュー、スクラップ&ビルドによる効率的なワックス製造設備への転換。

- 4) 個人力・現場力強化に向けた教育機会の付与。教育ができる管理職とするための強化。

(進捗・結果)

- 1) Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd. は、2年連続の黒字計上はできませんでしたが、販売数量および収益ともに目標に達することが出来ず、厳しい状況が続いております。一方、海外大手顧客に、当社独自の開発製品の提案をしております。2020年第2四半期には取引再開ができるものと確信しております。また、アジアでの新規顧客には、アプローチ手法を変えた取組みを行い、2020年後半には取引開始ができ、稼働率アップに寄与するものと期待しております。
- 2) 分子蒸留事業につきましては、本年度は残念ながら、横ばい状態が続きましたが、主要顧客と緊密な情報交換により今後の拡大戦略を共有できつつあり、また、主要原料供給元とも価値アップ戦略の方向性を共有しつつ、2021-2025年の拡大戦略案を作成しております。その戦略に沿って、確実に当社事業の柱となるよう取組んでおります。
- 3) 徳山工場の設備、建屋等のレビューにつきましては、安全性を最優先し、稼働に支障をきたさないための処置は概ね完了いたしました。また、近い将来的に必要となる改修、更新案もリストアップしており、今後の事業の方向性に沿って、対応策を決め、緩急順序をつけながら、継続的に取組んでまいります。
- 4) 教育については、原点に立ち返り、まず第一歩として、外部講師による管理職教育を実施。意識変革、OJTを牽引できる管理職育成に向け、社内での効果的な教育を継続致します。また、製造全監督職クラスを対象に、経営方針、方向性に関し、小グループ教育にて年間を通じて実施し、意識の向上を期待しております。

【品質方針】

2018年制定の品質方針に基づき、各部門の品質目標実施計画を策定、四半期毎の活動状況、QMS監査を実施する等継続的なマネジメントレビューを推進し、目標は概ね計画どおり進捗しました。

③ 当期事業概況と成果

ワックス国内販売は、前期比、販売数量では926トン減の34,634トン、売上高では、362百万円減の11,248百万円。

輸出販売は、主に米国向け液状の減販により、販売数量では2,292トン減の38,712トン、売上高では754百万円減の6,601百万円。

重油販売は、販売数量では14,585kl減の178,867kl、売上高では1,248百万円減の9,220百万円。

総売上高は、その他商品を含め2,334百万円減の27,265百万円となりました。

利益面では、期首の高値在庫の影響、蒸留系原料の大幅価格高騰、物流費高騰等によるコストアップに対し、ワックス海外市況低迷下でのワックス価格下落、国内重油販売へコストアップが転嫁できないこと、2大事業が横ばい状態であったこと等により、採算は大きく悪化しました。

結果として、当連結会計年度は、前期比、

営業損益は、849百万円減の営業損失655百万円、

経常損益は、844百万円減の経常損失767百万円、

親会社株主に帰属する当期純損益は、931百万円減の純損失848百万円となりました。

④ 当期事業概況のまとめ

生産および販売の状況は以下のとおりです。

<生産>

	前 期	当 期	増 減
ワ ッ ク ス (t)	78,440	72,312	△6,127
重 油 (kℓ)	194,343	174,413	△19,930

(注) 当社グループの生産高であります。

<販売>

	前 期		当 期		増 減	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
ワックス 国内	35,563	11,610	34,634	11,248	△929	△362
輸出	41,005	7,356	38,712	6,601	△2,292	△754
合計	76,568	18,967	73,346	17,849	△3,221	△1,117
重 油	193,452	10,469	178,867	9,220	△14,585	△1,248
その他仕入商品		162		194		31

(注) 1. 当社グループの販売高であります。

2. 国内販売には輸入合成ワックスを含んでおります。

3. ワックス数量単位はton、重油数量単位はkℓ、金額は百万円単位で記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は1,077百万円であり、内訳は、徳山工場における既存設備全般の更新および改修工事等1,035百万円、つくば事業所関係35百万円、タイ工場関係6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金をもって充当しました。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2016年度 第90期	2017年度 第91期	2018年度 第92期	2019年度 (当連結会計年度) 第93期
売上高(百万円)	23,318	26,649	29,599	27,265
経常利益(百万円) (△は経常損失)	580	1,152	76	△767
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) (△は純損失)	243	673	83	△848
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	13円57銭	37円70銭	4円55銭	△42円95銭
総資産(百万円)	29,083	30,725	33,083	32,506
純資産(百万円)	10,436	10,982	11,350	10,147

② 当社の財産および損益の状況

区 分	2016年度 第90期	2017年度 第91期	2018年度 第92期	2019年度 (当事業年度) 第93期
売上高(百万円)	23,543	26,743	28,947	26,468
経常利益(百万円) (△は経常損失)	901	1,421	28	△868
当期純利益(百万円) (△は純損失)	572	968	△922	△917
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	31円97銭	54円20銭	△50円50銭	△46円47銭
総資産(百万円)	28,087	29,912	30,821	30,189
純資産(百万円)	11,079	11,900	11,262	9,981

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
テクノワックス株式会社	百万円 50	100%	各種ワックスの製造
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.	百万タイバーツ 315	100%	各種ワックスの製造販売

(6) 対処すべき課題

取り巻く環境は、米中通商問題、中東情勢だけに留まらず、中国発で拡大している新型肺炎の影響により、更に経済環境の悪化も想定され、不透明な状況が続くものと思われまます。

こういう環境であるからこそ、また2019年の純損失の結果を省みながら、原点に立ち返り、2020年度も経営方針は実行計画チャレンジ90の継続としております。

その中で、特に、当社ならではのワックス製品の早期上市化、Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.での増産増販によるグループでのゴム老防事業拡大、分子蒸留事業の拡大戦略へのアプローチ、柔軟な原材料選択による効率生産に、より注力し、グループ従業員が一丸となって業績回復を目指します。

なお、経営方針は、以下の実行計画チャレンジ90ですが、本年の目標であり、キーワードとして、「1%改善」を掲げており、各部隊が、立てた数字に責任をもって取り組む所存です。

(経営方針=実行計画チャレンジ90の継続)

1. タイヤ用途向けワックスにおけるトップメーカーとなるために、技術力・開発力を強化し、日本、タイからの供給体制および誇れる製品設計、品質の確立を行います。
2. 徳山工場、つくば事業所2拠点での分子蒸留設備の効率的な運用による当社ならではの製品供給の実現をいたします。加えて、グローバル化を視野に入れた更なる拡大を計画します。
3. 徳山工場の設備等のレビュー、スクラップ&ビルドによる効率的なワッ

クス製造設備への転換を進めます。

4. 個人力・現場力強化に向けた教育機会の付与、教育ができる管理職とするための強化を行います。

通期の連結業績につきましては、

売上高 25,500百万円、営業利益 400百万円、経常利益 250百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 200百万円を見込み、赤字脱却を図ります。

株主配当につきましては、年間配当で1株につき10円（中間配当 5円、期末配当 5円）を予定いたします。

なお、本業績想定的前提条件等は、作成時点での入手可能な情報と過去の実績、傾向を参考に算出しておりますことをあらかじめご了承ください。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループはワックスの専門メーカーとして、石油ワックス、各種ワックスおよび重油の製造・加工・販売を主たる事業としております。

（主要な営業品目）

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等その他各種誘導品および重油

(8) 主要な営業所および工場 (2019年12月31日現在)

① 当社

本社 東京都中央区
徳山工場 山口県周南市
開発研究センター 山口県周南市
(同分室) 茨城県稲敷郡阿見町
つくば事業所 茨城県稲敷郡阿見町

② 主要な子会社

テクノワックス株式会社
本社・工場 茨城県稲敷郡阿見町
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.
本社・工場 タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
306名	1名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	0名	39歳8ヶ月	16年6ヶ月

(注) 従業員数は、臨時社員と派遣社員および当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

(10) 主要な借入先および借入額（2019年12月31日現在）

借入先	借入残額（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,654
株式会社三菱UFJ銀行	2,616
株式会社広島銀行	2,598
株式会社山口銀行	2,115
株式会社西京銀行	1,844
株式会社商工組合中央金庫	500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 89,600,000株
- ② 発行済株式総数 22,400,000株 (自己株式2,650,745株を含む)
- ③ 当期中に増加した株式数 該当事項はありません。

(2) 株主数 3,788名

(3) 大株主の状況 (上位11名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
伊藤忠商事株式会社	1,927	9.76
三菱商事株式会社	1,120	5.67
株式会社西京銀行	963	4.88
株式会社山口銀行	905	4.58
安藤パラケミー株式会社	851	4.31
山九株式会社	802	4.06
神田成二	627	3.18
三菱UFJ信託銀行株式会社	550	2.78
清水 潔	482	2.45
徳機株式会社	300	1.52
中京油脂株式会社	300	1.52

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式2,650,745株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2019年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
* 安藤 司	代表取締役社長 社長執行役員 開発研究センター・C90推進チーム担当	
* 福岡 芳彦	取締役 常務執行役員 製造部・技術部・品質管理部・つくば事業所・テクノックス㈱・周和産業㈱管掌 徳山工場長 周和産業㈱代表取締役社長	
* 常慶 直宏	取締役 常務執行役員 総務部・経理部・企画管理部管掌 総務部長	
* 土屋 直紀	取締役 執行役員 営業部・需給部・業務部・Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd. 管掌	
田澤 繁	社外取締役	柏木・田澤法律事務所弁護士 ポリプラスチック㈱社外監査役
細田 八朗	常勤監査役	
吉田 高志	社外監査役	吉田公認会計士事務所公認会計士 ㈱コスモスイニシア 社外取締役 三井住友トラスト・ホールディングス㈱社外取締役
真崎 宇弘	社外監査役	

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、*印の各氏は執行役員を兼務しております。
2. 取締役の田澤 繁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 監査役の吉田高志および真崎宇弘の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役の細田八朗氏は監査役就任まで当社取締役専務執行役員として当社の経理部門を管掌する職にあり、また監査役の吉田高志氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役の真崎宇弘氏は、エネルギー業界の経営者としての経歴により、石油事業に関連する企業経営に精通しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	101百万円
監査役	3名	17百万円
合 計	8名	118百万円
(内、社外役員3名)		14百万円)

(注) 1. 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、取締役の個別の報酬を取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬は、各監査役の職責を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、監査役の個別の報酬を監査役の協議にて決定しております。

2. 株主総会決議に基づく取締役の年額報酬は270百万円以内、監査役の年額報酬は36百万円以内であります。

(3) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役田澤 繁氏は、柏木・田澤法律事務所のパートナー弁護士ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。また、ポリプラスチックス株式会社につきましても、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役吉田高志氏は吉田公認会計士事務所の代表者ですが、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は2013年6月まで当社の特定関係事業者である新日本有限責任監査法人【現 EY新日本有限責任監査法人】の業務執行者として在籍しておりました。また、株式会社コスモスイニシアおよび三井住友トラスト・ホールディングス株式会社につきましても、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役真崎宇弘氏は2013年6月まで当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者として在籍しておりました。当社は三菱商事株式会社との間に原料油ならびに当社製品の売買等の主要な取引関係があります。

② 取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	田 澤 繁	当事業年度開催の取締役会12回、執行役員会5回全てに出席しており、社外取締役の立場において、法曹界における経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	吉 田 高 志	当事業年度開催の取締役会12回、執行役員会5回および監査役会6回全てに出席し、経営管理および企業会計における経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	真 崎 宇 弘	当事業年度開催の取締役会12回、執行役員会5回および監査役会6回全てに出席し、企業経営に関する見識とエネルギー業界における豊富な経験に基づき適宜発言を行っております。

③ その他の活動状況

研修会や社内の重要会議への出席や代表取締役および内部監査部門と意見交換会を定期的を開催する等経営の健全性の確保のための活動に取り組みました。

(5) 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
42百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である、Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2) 取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - 4) 当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱及び文書情報取扱規程」等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
 - 2) 前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - 3) 法令および金融商品取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社の取締役会は事業の継続性確保のため当社および子会社のリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - 2) リスク管理の所管部門である企画管理部は、当社および子会社のリスク管理体制の整備を支援するとともに、当社および子会社のリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適宜当社の取締役会に報告する。
 - 3) 各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的実施し、そのリスクの軽減に努める。

- 4) 当社の工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。
- ④ 当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会（2019年6月以降は、経営執行会議）は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定する。
 - 2) 当社の取締役会および執行役員会（2019年6月以降は、経営執行会議）は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 3) 当社の取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに、四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告する。
 - 4) 子会社の取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 5) 子会社の取締役会は年次経営目標を策定し、子会社の取締役はその達成に向けて業務を遂行する。
- ⑤ 当社の使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社の使用人ならびに子会社の取締役および使用人は法令および関係諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行にあたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - 2) 企画管理部を当社および子会社のコンプライアンスおよび内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき当社および子会社の業務監査・制度監査および内部統制監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - 3) 当社および子会社はコンプライアンスの周知徹底を図るために適宜社員研修を実施する。
 - 4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、当社および子会社の役職員が利用できるコンプライアンスに関する内部通報制度等の整備・構築を図る。

⑥ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

1) 当社は子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。

2) 当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

3) 子会社を管掌する当社の取締役は子会社の業況を定期的に当社の取締役会に報告する。

4) 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとする。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

⑨ 当社の監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役に帰属し、取締役からの指揮命令を受けない。

⑩ 当社の監査役に報告をするための体制

1) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

2) 当社の取締役は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。

3) 子会社の取締役は当該子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。

⑪ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は当社の監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行わない。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
 - 2) 監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
 - 3) 監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
 - 4) 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令遵守の実践を経営の重要課題と位置づけ、当社が遵守すべき法律および当社に影響を及ぼすリスクを洗い出しリスク管理表を年に1回見直し作成し、取締役会に報告しております。また、製造設備に関わるリスクについては、適宜設備リスクアセスメントを実施し安全操業に努めております。
- ② 内部監査部門である企画管理部が内部監査計画に基づき、当社および当社子会社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査書として、代表取締役および常勤監査役に対し報告するとともに、取り纏めた内容を四半期毎に取締役会に報告しております。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針 特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2019年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	16,136	流動負債	16,637
現金及び預金	1,953	支払手形及び買掛金	2,801
受取手形及び売掛金	3,535	短期借入金	10,582
商品及び製品	6,076	1年内返済予定の 長期借入金	1,145
原材料及び貯蔵品	4,087	リース債務	208
その他	485	未払法人税等	28
貸倒引当金	△3	賞与引当金	48
		修繕引当金	82
		その他	1,739
固定資産	16,369	固定負債	5,721
有形固定資産	15,490	長期借入金	2,714
建物及び構築物	2,310	リース債務	85
機械装置及び運搬具	2,229	再評価に係る繰延 税金負債	2,612
土地	9,479	退職給付に係る負債	183
リース資産	629	その他	126
建設仮勘定	411		
その他	429	負債合計	22,359
		純資産の部	
無形固定資産	92	株主資本	4,349
リース資産	0	資本金	1,120
その他	92	資本剰余金	80
		利益剰余金	3,823
投資その他の資産	786	自己株式	△674
投資有価証券	599	その他の包括利益累計額	5,797
繰延税金資産	116	その他有価証券評価差額金	88
その他	71	繰延ヘッジ損益	△182
		土地再評価差額金	5,959
		為替換算調整勘定	△67
資産合計	32,506	純資産合計	10,147
		負債純資産合計	32,506

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

2019年1月1日から
2019年12月31日まで

		百万円
売	上	27,265
売	上	25,459
	原 価	25,459
	総 利 益	1,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,460
	営 業 損 失 (△)	△655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	15	
受 取 保 険 金	22	
受 取 賃 貸 料	16	
為 替 差 益	19	
有 償 サ ン プ ル 代 収 入	15	
そ の 他	33	124
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	38	
そ の 他	30	237
	経 常 損 失 (△)	△767
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	88	88
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4	
減 損 損 失	78	83
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△762
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	40
	法 人 税 等 調 整 額	45
	当 期 純 損 失 (△)	△848
	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-
	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△848

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2019年1月1日から
2019年12月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,120	80	4,837	△674	5,362
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△197		△197
土地再評価差額金の取崩			32		32
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△848		△848
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	△1,013	—	△1,013
当連結会計年度末残高	1,120	80	3,823	△674	4,349

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 げ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	71	—	5,991	△75	5,987	11,350
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当					—	△197
土地再評価差額金の取崩					—	32
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					—	△848
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	16	△182	△32	8	△189	△189
当連結会計年度変動額合計	16	△182	△32	8	△189	△1,202
当連結会計年度末残高	88	△182	5,959	△67	5,797	10,147

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
テクノワックス株式会社
Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
周和産業株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd. の決算日は、10月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、11月1日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

2) デリバティブ

時価法を採用しております。

3) たな卸資産

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・国内連結会社

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

・海外連結会社

定額法を採用しております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応分を計上しております。

3) 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(商品関連)

ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引

ヘッジ対象…原油・製品売買取引

3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避することを目的としております。

4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性評価はヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。なお、ヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定される取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	826百万円
機械装置及び運搬具	38百万円
土地	6,696百万円
有形固定資産その他	2百万円
計	<u>7,564百万円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	2,443百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,021百万円
長期借入金	2,250百万円
計	<u>5,715百万円</u>

(2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び対応する債務

① 割賦払いにより所有権が留保されている資産

有形固定資産その他	146百万円
-----------	--------

② 対応する債務

流動負債その他	92百万円
---------	-------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 28,657百万円

なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

(4) 偶発債務

連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	146百万円
--------------------	--------

(5) 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号、第4号及び第5号の規定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……2000年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△3,981百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,400,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	98	5.00円	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年7月31日 取締役会	普通株式	98	5.00円	2019年 6月30日	2019年 9月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98	5.00円	2019年 12月31日	2020年 3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに取引限度額を設定するとともに、取引状況に異常がないことを確認しております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。外貨建ての売掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価を把握しております。営業債務である買掛金は、支払期日が全て1年以内であります。外貨建ての買掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、前述の為替予約取引及び金利スワップ取引に加えて、原油・製品価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油・製品スワップ取引があります。デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、通貨関連及び金利関連は経理部が執行管理しており、商品関連は需給部が執行管理しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用力の高い金融機関、商社等とのみ行っております。

ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価（*） (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,953	1,953	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,535	3,533	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	315	315	-
資産計	5,804	5,804	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,801	2,801	-
(2) 短期借入金	10,582	10,582	-
(3) 長期借入金	3,859	3,427	432
負債計	17,243	16,811	432
デリバティブ取引(*)	(182)	(182)	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金（1,145百万円）を含んでおります。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(3)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額283百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 513.80円 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △42.95円 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2019年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	15,080	流動負債	14,562
現金及び預金	1,240	支払手形	0
受取手形	35	買掛金	2,751
売掛金	3,578	短期借入金	8,800
商品及び製品	5,931	1年内返済予定の長期借入金	1,122
原材料及び貯蔵品	3,798	リース債務	12
前払費用	99	未払金	839
その他	398	未払費用	64
貸倒引当金	△3	未払法人税等	6
		預り金	603
		賞与引当金	38
		修繕引当金	82
		設備関係支払手形	6
		その他	233
固定資産	15,109	固定負債	5,645
有形固定資産	14,082	長期借入金	2,714
建物	952	リース債務	17
構築物	1,015	再評価に係る繰延税金負債	2,612
機械及び装置	2,194	退職給付引当金	174
船舶・車両及び運搬具	27	長期未払金	126
工具、器具及び備品	101		
土地	9,352	負債合計	20,207
リース資産	26	純資産の部	
建設仮勘定	411	株主資本	4,116
		資本金	1,120
無形固定資産	92	資本剰余金	80
ソフトウェア	87	資本準備金	14
その他	4	その他資本剰余金	65
		利益剰余金	3,590
投資その他の資産	934	利益準備金	265
投資有価証券	591	その他利益剰余金	3,324
関係会社株式	197	固定資産圧縮積立金	46
その他	145	別途積立金	920
		繰越利益剰余金	2,357
		自己株式	△674
		評価・換算差額等	5,865
		その他有価証券評価差額金	88
		繰延ヘッジ損益	△182
		土地再評価差額金	5,959
資産合計	30,189	純資産合計	9,981
		負債純資産合計	30,189

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2019年1月1日から
2019年12月31日まで

		百万円
売	上 高	26,468
売	上 原 価	25,038
	売 上 総 利 益	1,430
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,251
	営 業 損 失 (△)	△821
営	業 外 収 益	
	受 取 利 息 配 当 金	15
	受 取 保 険 金	21
	受 取 賃 貸 料	118
	受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	30
	為 替 差 益	14
	雑 収 入	34
		235
営	業 外 費 用	
	支 払 利 息	108
	固 定 資 産 賃 貸 費 用	115
	デ リ バ テ ィ ブ 損 失	38
	雑 支 出	20
		283
	経 常 損 失 (△)	△868
特	別 利 益	
	補 助 金 収 入	88
		88
特	別 損 失	
	固 定 資 産 除 却 損	4
	減 損 損 失	78
		83
	税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△863
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7
	法 人 税 等 調 整 額	46
		54
	当 期 純 損 失 (△)	△917

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2019年1月1日から
2019年12月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,120	14	65	80	265	49	920	3,437	4,673
当期変動額									
剰余金の配当				—				△197	△197
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△2		2	—
土地再評価差額金の取崩				—				32	32
当期純損失(△)				—				△917	△917
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—					—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	—	△1,080	△1,083
当期末残高	1,120	14	65	80	265	46	920	2,357	3,590

	株主資本		評価・換算差額等				純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰ヘッジ延益	土再評価額	地価金	
当期首残高	△674	5,199	71	—	5,991	6,063	11,262
当期変動額							
剰余金の配当		△197				—	△197
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—	—
土地再評価差額金の取崩		32				—	32
当期純損失(△)		△917				—	△917
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	16	△182	△32	△197	△197
当期変動額合計	—	△1,083	16	△182	△32	△197	△1,280
当期末残高	△674	4,116	88	△182	5,959	5,865	9,981

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

月次移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	10年～50年
--------	---------

機械及び装置	2年～15年
--------	--------

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。

③ 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(商品関連)

ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引

ヘッジ対象…原油・製品売買取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避することを目的としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性評価はヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。なお、ヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定される取引については、有効性の判定を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	395百万円
構築物	431百万円
機械及び装置	38百万円
工具、器具及び備品	2百万円
土地	6,696百万円
計	7,564百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,443百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,021百万円
長期借入金	2,250百万円
計	5,715百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,999百万円

なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

(3) 偶発債務

保証債務	2,066百万円(569百万THB)
連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	146百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	354百万円
② 短期金銭債務	187百万円

(5) 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号、第4号及び第5号の規定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……2000年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△3,981百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	640百万円
	仕入高	1,979百万円
	販売費及び一般管理費	6百万円
営業取引以外の取引高		102百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,650,745株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	百万円
税務上の繰越欠損金	295
賞与引当金	11
退職給付引当金	53
投資有価証券評価損	46
関係会社株式評価損	298
たな卸資産評価損	37
修繕引当金	25
その他	11
繰延税金資産小計	779
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△264
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△390
評価性引当額小計	△654
繰延税金資産合計	125
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△20
その他有価証券評価差額金	△28
繰延税金負債合計	△49
繰延税金資産の純額	75

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd.	所有 100.00%	債務保証	債務保証 (注)	2,066	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入1,742百万円(480百万THB)及びリース債務241百万円(66百万THB)等につき、債務保証を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 505.42円 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △46.47円 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付にあてるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、勤務期間と資格によるポイント制度に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	217百万円
退職給付費用	98
退職給付の支払額	△4
制度への拠出額	△136

退職給付引当金の期末残高 174百万円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に記載された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,270百万円
年金資産	△1,106

164

非積立型制度の退職給付債務 10

貸借対照表に記載された負債と資産の純額 174百万円

退職給付引当金 174百万円

貸借対照表に記載された負債と資産の純額 174百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 98百万円

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である企画管理部等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月13日

日本精蠟株式会社 監査役会

常勤監査役 細 田 八 朗 ㊟

社外監査役 吉 田 高 志 ㊟

社外監査役 真 崎 宇 弘 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度 1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日 12月31日
中間配当金受領株主確定日 6月30日
定時株主総会 毎年3月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う。
公告掲載URL <http://www.seiro.co.jp>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきまして、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

本社 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目5番18号
電話 (03) 3538-3061 (代表)

徳山工場 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地
電話 (0834) 84-0334 (代表)

開発研究センター 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地
電話 (0834) 84-0339 (代表)

(分室) 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2
電話 (029) 829-5050 (代表)

つくば事業所 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2
電話 (029) 829-5050 (代表)

当社ホームページアドレス
<http://www.seiro.co.jp>

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○单元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿管理人	[手続き書類のご請求方法] ○インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/

（*） 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

